

## 平成24年度第2回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議録

日時：平成25年3月26日（火）13：30～

場所：佐倉市役所議会棟第4委員会室

出席者 委員 覺正会長、阿部副会長、加藤委員、楠委員、高岡委員、山森委員  
事務局 有澤部長、田辺課長、川島副主幹、上地主任主事、村上主事  
説明者 市民課 山口副主幹 情報システム課 熱田主事

会議に先立ち、成瀬委員及び角田委員が都合により欠席となったものの、委員の過半数が出席しているため、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例第6条第2項の規定により、会議の開催要件は満たされている旨の説明が事務局よりありました。

会長 本年度第2回目の佐倉市情報公開・個人情報保護審議会を開催したいと思います。本日の資料はすでに送付済みですが、報告事項が3件ということですので、よろしく願います。それでは事務局より報告事項1番目の電気通信回線を通じた戸籍副本データの外部提供について、よろしく願います。

事務局 報告事項1番目の電気通信回線を通じた戸籍副本データの外部提供について、はじめに総務課より根拠条文等の説明をさせていただきます。まず報告のかがみ文を読み上げさせていただきます。（報告書かがみ文読み上げ）

1の報告事項については、昨年度第2回審議会の際に、市民課より諮問させていただいた案件と同じようなデータの送信方法となります。前回の諮問は、住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法の改正により、日本に在留する外国人住民の情報について、法務省と市との間の情報連携をオンライン回線により行うことについて諮問させていただきました。

データの送信方法は、法務省が各市町村に設置する情報連携端末に、市からの送信データを一時的に格納し、1日1回決められた時間に送信を行うという、いわゆるデータ転送であるため、条例に規定する厳密な意味でのオンライン結合ではありませんでしたが、外国人住民の住民票記載事項を通信回線で送信するという重要性を考慮して、第10条第2項の規定に準じ、諮問という取扱いをさせていただきました。

今回の報告事項も同様に、あらかじめ決められた特定の時間に、戸籍の副本データを法務省が設置する戸籍副本データ管理システムに送信することから、厳密な意味でのオンライン結合に該当するものではありませんが、戸籍情報を電気通信回線を通じて送信することから、前回同様、その重要性を考慮して条例第10条のオンライン結合に準じるものとして取り扱わせていただいております。

前回と違うところは、戸籍法施行規則第75条が改正され、戸籍を磁気ディスクで調整している市長村長は、戸籍の副本データを電気通信回線を通じて地方法

務局等の使用に係る電子計算機に送信しなければならないと、法令の規定に送信方法が明記されているところです。

個人情報保護条例10条3項では、「法令に定めがある場合において、オンライン結合による外部提供を新たに開始したときは、速やかに審議会に報告しなければならない」とありますので、この規定により、本件について報告事項とさせていただきます。

会長 ありがとうございます。続いて市民課から詳細な説明をお願いできますか。

市民課 お手持ちの資料1ページをご覧ください。戸籍法第1条により戸籍事務は市町村長が管掌することとされています。第2項で戸籍事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務とされていますので、戸籍は法務省の管轄により、市町村が行う法定受託事務となっております。戸籍は個人の出生から死亡までの身分事項を登録し、日本国籍を公に証明する唯一の記録であり、これが失われると住民の身分証明に重大な支障を生じることとなります。市区町村が届出の受理、戸籍の記載等を行っていますが、原本は市町村が管理し、副本は法務省で管理するとなっております。

戸籍法118条には、電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いの特例が規定されており、それまでの紙戸籍から、法務大臣が指定をすれば電算システムで管理することができることとなっております。佐倉市では平成19年から電算処理システムに移行しております。電算処理システムについては、年1回法務局に戸籍のすべてのデータを磁気テープ又は磁気ディスクで送付し、それを各法務局が管理することになっていました。法令上は年1回となっておりますが、東日本大震災以後は、年2回、半年ごとに送付することになっていました。法務局に送付された磁気ディスクは各法務局で管理されますが、半年ごとの更新のため、時間的な差があり、いつでも最新のものがあるというわけではなく、半年遅れで情報が更新されることとなります。

2番目に、導入に至る経緯ですが、平成23年3月11日の東日本大震災によって戸籍にも大きな損失がありました。岩手県では1市3町で戸籍製本データが一部消失してしまいました。仙台法務局気仙沼支局で副本を管理していましたが、津波の被害により、一時、正本、副本両データが消失してしまうという状況に陥りました。しかし、気仙沼支局は副本を3階に保管していたことから水没を免れ、最終的には、そのデータから戸籍の復元をすることができたということです。

このような状況から、法務省は東日本、西日本それぞれに戸籍副本データ管理センターを設置し、戸籍の副本データを電気通信回線を通じて集中管理し、すべての副本を2つの副本センターに集めることにより、市区町村で正本が消失しても副本をもとに再生できるというシステムを構築しようということで戸籍法施行規則等が改正されました。

導入スケジュール等としましては、戸籍法施行規則が平成25年1月25日に

改正され、同年3月1日に施行されており、各市町村は副本管理センターに毎日更新のあった戸籍のデータを送信するということとなります。5月下旬から順次全国の市区町村がデータ送信をしていき、9月から10月には全ての市区町村がデータ送信できる体制を整えるというのが法務省のスケジュールとなっております。

データの送信については、L G W A N総合行政ネットワークシステムを利用し、各市区町村が戸籍副本データ管理センターに送信することとなります。東日本の市区町村については関西のデータ管理センターへ、西日本の市区町村については北海道のデータ管理センターへ送信し、この2か所で副本データを管理することとなっております。

佐倉市の人口は、平成25年3月1日時点で、175,772人、世帯数は72,217で、そのうち本籍がある戸籍数は52,219の戸籍があります。本籍の人口としましては135,030人で、年間7,845の戸籍の届出があります。届出の種類としては、出生、認知、養子縁組、婚姻、離婚、死亡というものがあります。

今後、戸籍を一括して副本管理センターに送ることとなります。その後、各戸籍について届出等があると変更されるわけですが、記録変更がされた部分について、毎日新たに副本管理センターにデータを送り、それにより一日遅れにはなりますが、戸籍の原本と副本が一致したものが管理される予定となっております。これにより法務省はいつでも新しい戸籍を管理照会することができることとなり、必要があれば副本データを参照することができるという形になっております。これによって市区町村と法務局が同じ戸籍データを参照することができ、リアルタイムで確認をすることができるというメリットがあるということで話がされております。

5ページをお願いします。今もお話をしましたが、市区町村が戸籍データの正本を持ち、副本は戸籍副本データ管理センター2か所で管理し、その間をL G W A Nでつなぐという形になっています。市区町村と法務局は直接回線でつながっているわけではありませんが、副本データ管理センターを通じて同じ戸籍の内容を照会できるという形になっており、各市区町村は毎日更新のあった戸籍データを送るということになります。次に6ページをお願いします。副本管理センターの関連図ですが、名古屋ブロック、大阪ブロック等関西地域は、北海道のセンターへ、東京、仙台、札幌ブロックは、関西のセンターへ戸籍データを送信することとなります。次の7ページは、戸籍副本データ管理システムの構成概要図です。市区町村はL G W A Nを通じて、副本データ管理センターにデータを送信します。副本データ管理センターがどこにあるかの具体的な所在地は秘密となっており、管理センターには職員が常駐し、管理を行う予定となっております。以上です。

会 長 ありがとうございます。難しかったかもしれませんが、みなさん質問などございますか。

委 員 今ちょっと思ったのですが、ブロックの説明はありましたでしょうか。市区町

村がデータをブロックに集めるわけではないですよ。直接センターの方に送信するのでしょね。

市民課 はい、センターに送信します。ブロックというのはそれぞれの法務局の管轄を言いまして、関東地域だと東京法務局を一番上にしまして、千葉なら千葉地方法務局がありますが、それらを1つのブロックと法務省は言っているようです。

会 長他に何かご質問はありますか。

委 員 7ページのシステム構成概要図ですと、各市町村、例えば佐倉市は、第1副本管理センターと第2副本管理センターの2つに送るのですか。

事務局 ブロック分けの話になりますが、例えば、第1副本データ管理センターに送信するのは関西圏の方となります。市町村が正本を持ち、法務省が副本を持ちますが、もともとの考え方が、災害があったときに、正本と副本が同時に消失するのを防ぐために、なるべく離れたところの管理センターで副本を管理しようという考えからきております。東京ブロックは、第2副本データ管理センターに送信するようになっておりますので、佐倉市は、第2副本データ管理センターに送ることとなります。

委 員 そうすると、ブロックというのは、6ページの左上に書いてある副本データの内訳がそうですか。

市民課 はいそうです。第1戸籍副本データ管理センターが北海道、第2戸籍副本データ管理センターが関西ということになっています。

委 員 この下にまた更に市町村があるということですね、表からいくと。

市民課 はい。

委員 阪神淡路大震災のときも同じような議論をしたような記憶があります。東京のサーバーを関西に置くとかという議論があったという記憶がありますが、そのときは費用対効果があまり良なくて・・・。今また同じことを議論するのは遅いのではないかという気もするのですが、それはそれとして、佐倉市としては、費用はどのくらいかかるのですか。これに対応するためのコストは。

市民課 システムを改修しなければならないのですが、戸籍のデータシステムは、佐倉市は富士ゼロックス製ですが、各市町村では富士通製、日立製などがあります。それぞれのメーカーのシステムからそのまま送信はできませんので、法務省で決

められた信号システムに変換しなければならず、そのためのコストとして本年度158万6千円を予算計上しています。データを送信するための途中のルータ部分は国から各市町村が貸与を受け、そのルータに送るための信号の変換は、各市町村でシステムを改修して行うこととなっています。

委員 それは単年度で予算は解決するものなのでしょうか。

市民課 はい。あとはそのシステムをメンテナンスするためにかかるコストが年間10万円ぐらいです。

委員 人件費もかかるのですか。

市民課 人件費はかからない予定です。

委員 副本を各ブロックごとに保管するのはそのためだけに保管するのですよね。他に流用するというのは考えていないのですね。震災のときは効力を発揮するけれど、それ以外のときは単に置いているだけという感じになるわけですね。

市民課 基本的にはそうです。ただ、今までは磁気ディスクで法務局に置かれており、法務局は、先ほど話しましたように各市町村ごとにメーカーの異なる磁気ディスクを管理しており、法務局は見るできないという状況でした。今度はそれが全部管理センターに送られるようになり、センターでは法務省による統一したフォーマットで管理されているため、各法務局から照会をかけることができますようになりますので、そのようなメリットはあるというように伺っております。

会長 他に何かありますか。

委員 4ページ目の電算化戸籍の副本の保存年限が150年というのは根拠はなんでしょうか。

委員 寿命を考えたのかなと勝手に解釈していましたが。

市民課 戸籍は紙戸籍だった時代もずっと150年でした。除籍された場合、その戸籍にもう誰も残っていないということになると、その戸籍を除籍簿に移すのですが、その紙の除籍簿の保存年限が150年という規定がありまして、その紙戸籍と同じもので各センターに保存されている戸籍は存命であれば永遠に保存されますが、死亡により全部除籍されたその時点でデータは変更がなくなりますので、その時点から150年間法務省では保管しています。それを過ぎたら必要がなくなりますので廃棄するという意味で150年ということとされます。

会 長 これは報告事項ですよ。戸籍法施行規則が変わったことによって、これまでの磁気ディスクの送付がL G W A Nを使う方法に変わった、電気通信回線により送信することから、その点を審議会に報告しますという話ですよ。

事務局 はいそうです。

会 長 それでは、もし他にないようでしたら、1番目の報告議題はこれを持ちまして終わりということにいたしまして、次に報告事項2の平成24年度情報公開制度の実施状況についてお願いします。

[市民課山口副主幹、情報システム課熱田主事退席]

事務局 平成25年2月末現在の情報公開制度実施状況について報告させていただきます。報告書2ページの開示請求の処理状況ですが、平成24年4月から平成25年2月末までに延べ50人の方から185件の公文書について開示請求がありました。内訳は表のとおりですが、請求の内容で多かったものは、指定管理者に関する申請書類や報告書等についての文書で、185件のうち78件が指定管理者に関するものとなっております。なお、3月に入ってから、東京電力への支払いに関する文書の開示請求を受けており、公文書の件数としては、400件から500件くらい増える見込みとなっております。

次の不開示理由ですが、部分開示又は不開示決定を行った公文書は110件あり、最も多かったのは個人情報によるもので70件ありました。開示請求者の状況につきましては、述べ開示請求者50人に対し、公文書件数は185件ですので、1人当たりの請求件数は3.7件となります。個人・法人等の区分は表のとおりでほぼ同数となっております。

情報公開審査委員に対する不服の申出等については、不服の申出はありませんでしたが、相談、苦情等として審査委員に対する要望が3件ありました。個人情報に係る要望も1件ありましたので、後ほど説明させていただきます。

最後に市政情報の公表状況につきましては、339件の市政に関する情報を公表しており、内訳は表のとおりとなっております。市政資料室の利用状況は、利用人数4,877人となっております。情報公開については以上です。

会 長 何かご質問はございますか。

市政資料室利用者数4,877人は、前年度と比べていかがでしょうか。

事務局 昨年の2月末時点の来室者数が5,152人でしたので、300人程度減っております。市庁舎1号館の来庁者数が昨年は約216,000人でしたが、今年は約183,900人となっております。市役所自体の来庁者数が減っていますので、市政資料

室も併せて減っているものと思われます。詳細な理由は分かりませんが、現在、耐震改修のために市役所の機能が一部草ぶえの丘に移転しておりますので、そのことも影響しているのではないかと考えております。

会 長 公表情報の339件については、昨年はどうでしたか。

事務局 昨年度3月末現在で、400件を少し超えていたと思います。

会 長 これは減っている理由はあるのですか。

事務局 各所属から公表情報として報告してもらっておりますが、公表情報の定義がよく理解されていないということはあると思います。

会 長 昨年はもう少し多かったように記憶していただきましたので質問させていただきました。もし定義をもう少しきちんとすれば公表件数が増えるということであれば、何を公表するのか内部で決められていることが好ましいことではないかと思いますので、検討していただけたらと思います。

他に何かございますか。特にないようでしたら、2番目の報告議題である平成24年度情報公開制度の実施状況については終わらせていただきたいと思えます。

最後3番目の報告議題、平成24年度個人情報保護制度の運用状況について、事務局からお願いします。

事務局 個人情報保護制度運用状況報告書平成25年2月末現在という資料をご覧ください。保有個人情報取扱事務の総数は616件であり、実施機関別の内訳については表のとおりです。届出事項としては、戸籍的事項が最も多くなっております。

次の外部提供の状況ですが、2月末までに実施機関が行った外部提供は192件ございました。主な外部提供先としては、警察署や公安委員会への提供が多くなっており、刑事訴訟法第197条第2項や道路交通法第51条の5第2項による捜査等の必要性から照会があり、提供したものがほとんどとなっております。

保有個人情報の開示請求の状況については、述べ12人の方から26件の公文書の開示請求がありました。内訳については表のとおりであり、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

個人情報保護委員に対する不服の申出等の状況については、不服の申出はありませんでしたが、保護委員への要望が1件出されております。先ほどの情報公開審査委員への要望と併せまして、概要等の説明をさせていただきます。

1件目の要望は9月にあったものですが、市政資料室で毎年販売している歳入歳出決算書について、これまでは議決事項であることから8月議会の最終日以降に販売がされていましたが、議決前でも販売してほしいという要望がございました。これについては、実際は要望のあった翌日から実施機関で販売が行われまし

た。このため、審査委員の回答といたしましては、要望事項については既に解決されており、来年以降も議決前に頒布することを実施機関に確認して申し添えるという形で処理がなされました。

次に、10月に出された個人情報に関する要望ですが、情報公開請求をした方から自分が請求したことが漏れていると思われるため、実施機関に注意喚起をしていただきたいという要望がありました。これについては、個人情報保護委員から対象実施機関に対し、そのような要望が出されたことを踏まえ、個人情報を適正に取り扱うよう要望が行われました。

次に、平成25年1月に出された情報公開に関する要望ですが、公文書の開示の閲覧の際にスキャナでの読取りが可能となるようにしていただきたいという要望がありました。審査委員からは、情報公開条例第2章の公文書の開示に関する事項は、審査委員が受ける相談、苦情等の範囲に含まれていないという回答がなされましたが、実施機関において庁舎管理上の支障や他の開示請求者への支障等を考慮した上で、今後認める方向で検討が進められていることから、実施機関の検討状況を待たれるよう申し添えがありました。

4件目は、本年2月に佐倉市社会福祉協議会の評議員会の会議を公開するよう勧告していただきたいとの要望が出されました。こちらについては、当該評議員会において話し合いが行われ、今後も検討していくことになったことなども踏まえ、社会福祉協議会自身において、環境の醸成等を図りながら、自ら決定していくことが望ましいとの回答がなされました。

なお、報告には入っていませんが、3月にも1件要望が出されております。現在、まだ処理中ですが、情報公開・個人情報保護に関する啓発をしていただきたいということで、いくつかの要望がなされています。1点目は、開示の実施時において原本開示を徹底してほしいというもの、2点目は、文書特定の際にどのような文書があるのかを示すようにという要望、3点目は、開示請求者の情報を保護することについて改めて出されたもの、4点目は、スキャナ使用の際にコンセンも使わせてほしいという要望です。こちらについては、現在処理中になっております。以上です。

会 長 何か質問はございますか。

委 員 最初の要望で、議決前でも決算書を販売してほしいというものにはどう対応していくのですか。

事務局 以前は、議会の議決を経て初めて決算書、予算書として確定するという考え方を持っていましたので、議決後に販売をしていたのですが、一昨年くらい前から議決前のものであるため内容が変更する可能性がありますというメモ書きをつけて販売をするようにしておりました。今年度については、担当する財政課の販売のタイミングが少し遅れたということがありまして、その辺が要望につながった



ものと考えます。

委員 制度としてはもうできているということですね。

事務局 はい。

委員 スキャナ使用のためにコンセントを使わせてほしいという要望が出ていますが、市としては何か考えているのですか。普通は公共のものなので個人的に電気を使うということはどうですかね、私は使ってはいけないものだと考えていたのですが。公共施設で携帯電話の充電をするためにコンセントを勝手に使用しているのを見て警備員に注意してもらったことがあります。その辺をきちんとルールを決めないとこちらはよくてこちらはダメという話になりかねないかなというのがちょっと不安です。

事務局 現在、審査委員に対して要望が出されている段階ではあるのですが、審議会の皆さんにもご意見をいただければと思っているところです。3件目の要望のスキャナの読み取りをさせてほしいという要望で、本来、権限外ということで審査委員としての回答はしていないのですが、実施機関側において、今後認める方向で検討していきたいということで要望者には話しています。他の自治体の例も調べたのですが、そのあたりを細かく定めている自治体はあまりないようです。東京都と北海道公安委員会は、情報公開事務取扱要綱の中で、スキャナ等の機器や電源も含めて請求者が持参し、事務上支障がない場合には認めると明記されていましたが、他はデジタルカメラの撮影の申出があった場合、庁舎管理上等の支障がなければ認めるというくらいの書き方がされているものがほとんどです。

要望書には、国や県でもコンセント使用を可能にしているとありましたので、先日、総務省と千葉県、神奈川県に確認してみました。国ではデジタルカメラの撮影は何件か事例があるそうですが、スキャナの事例は聞いたことがないということでした。国の場合は、各省庁ごとに開示を行っているため、省庁によって認めているところもあるかもしれないが、総務省行政管理局では特にそういったことを聞いたことがないとのことでした。実際の開示においては、開示を行う部屋にコンセントがない場合や、各省庁の管理規程などで認めないとなっている場合もあるかもしれず、特に明確な定めはないということでした。千葉県は、写真機等の使用の申出があった場合は認めるものとするとして事務取扱要綱に規定されており、デジタルカメラの撮影は何件か事例があるそうですが、スキャナの事例はなく、事例があった際に判断をするとのことでした。ただし、電源については認めないとの回答でした。神奈川県も、スキャナの読み取りの事例はなく、個人に電源使用を認めることは一般的にしていなかったため、電源の使用については認めないとのことでした。佐倉市では、資産管理経営室が庁舎管理を行っているため、協議しているところですが、一般的には個人から電源を使わせてくださいと言われ

でも認めておりませんので、市の考えとしては、認めないというような方向であります。

委員 明確な根拠はあるじゃないですか、刑法に。個人が勝手に充電などをし始めたら困る。

事務局 電気の盗用ということでしょうか。

委員 電気窃盗というものがある。一人がやるのは微々たるものとはいえ、仮定としてみんなが電気製品を持ってきて充電しはじめたら、それを認めたら、みんな充電器を買わないで市役所に来てしまう。

事務局 一般的には私たちもそのように考えています。開示の際の照明やエアコンと同じではないかということをおっしゃっているのですが、照明やエアコンは不特定多数の方のためのもので、どなたでも出入りできる場所でもありますので。電源については一個人のためになると思いますので。

委員 デパートや喫茶店では、電源を使ったらすぐに言われます。

事務局 基本的にはコンセントの使用に関しては、庁舎管理規則の中で判断をしていくべきと考えています。情報公開に特化してコンセントを使う、使わせないという議論は成り立たないのではないかと思います。

会長 文書の管理上の問題として、スキャナとデジカメは全然違いますよね。立ち合いの問題も。スキャナは文書に直接接触れるということで、文書の破損や毀損が起こるかもしれないし、もしそういう方向で検討をするならば枚数を制限するとかも考える必要があるかもしれません。スキャナを使うこと自体もデジカメで撮るということとは違いますよね、デジカメは撮るのは上からで文書にはコンタクトしませんよね。

他に何かご質問やご意見はございませんか。ないようでしたらこれで報告事項は終了ということで、その他ご意見等ございますか。

会長が他に意見等のないことを確認し、会議は終了しました。

平成24年度（第3期）第2回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会  
次 第

平成25年3月26日（火）

午後1時30分から

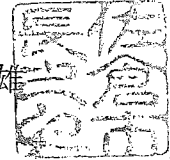
佐倉市役所議会棟2階第4委員会室

- 1 電気通信回線を通じた戸籍副本データ外部提供について（報告）
- 2 平成24年度情報公開制度の実施状況について（報告）
- 3 平成24年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）

24 佐市第 1304 号  
平成 25 年 3 月 15 日

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 覺 正 豊 和 様

佐倉市長 蕨 和 雄



電気通信回線を通じた戸籍副本データ外部提供について（報告）

佐倉市個人情報保護条例第 10 条第 3 項の規定により、関係書類を添付の上、下記の事項  
について報告します。

記

改正戸籍法施行規則の規定により、法務省の戸籍副本データ管理システムへ  
電気通信回線を通じて戸籍副本データを送信することについて

## ●法務省「戸籍副本データ管理システム」への戸籍データ送信について

市民部市民課

### 【システムの概要説明】

戸籍は、個人の出生から死亡までの身分事項を登録して日本国籍を公に証明する唯一の記録です。仮にこれが失われるようなことになれば、人々の身分証明に重大な支障を生じます。戸籍の正本データは市区町村が戸籍法に基づいて管理しており、さらに戸籍の副本データを磁気テープに記録して年2回、近くの法務局へ送ることとされています。しかしこのような保管方法では正副戸籍データを同時消失するおそれがあると指摘されていたため、法務省は、大災害等で戸籍データが完全消失する事態を防ぐため、遠隔地で戸籍副本データを管理する全国ネットワークシステムを構築することとしました。

### 【導入に至る経緯】

#### 1. 東日本大震災による戸籍の消失と復元

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖を震源として東日本大震災が発生しました。この地震の規模はマグニチュード9.0に達し、日本周辺における観測史上最大の地震となりました。この震災による死者・行方不明者は約19,000人に達する甚大な被害となりましたが、津波で庁舎が壊滅的な被害を受けた宮城県南三陸町、同女川町、岩手県陸前高田市、同大槌町では役場管理の戸籍正本データが津波で消失し、さらに南三陸町では副本データを管理していた仙台法務局気仙沼支局も津波の被害を受けたために戸籍の完全消失が懸念される事態となりました。幸いにも副本データが庁舎3階に保管されていたために危うく水没を免れて、戸籍を復元再製することができました。

#### 2. 戸籍副本データ管理システムの構築

法務省は、これを教訓にこのような大災害等で戸籍データが完全消失する事態を防ぐため、遠隔地で戸籍副本データを管理する全国ネットワークシステムを構築することとしました。このネットワークシステムでは、各市区町村が全国の自治体を専用回線で結ぶ「総合行政ネットワーク（LGWAN）」を利用して戸籍副本データを遠く離れた戸籍副本管理センターの専用コンピューターサーバーへ送信して正本と副本が同時消失しないように管理します。

### 【導入スケジュール】

#### 1. 戸籍法施行規則の改正

法務省は電気通信回線を通じた戸籍副本データの送信を各市町村に義務化するため、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を平成25年1月25日に公布し、同年3月1日に施行しました。

#### 2. 戸籍副本データ管理システムの導入

戸籍法施行規則の一部改正後、平成25年5月下旬から順次、市区町村にデータ送信用専用装置が配布され、戸籍副本データ管理センターへデータ送信が始まる予定です。

### 【データ送信及びデータ管理の安全性】

法務省は、戸籍情報の重要性を考慮して、回線上の情報暗号化、不正アクセス検知機能、帯域トラフィックの監視等により安全性が確保されているL GWAN(総合行政ネットワーク)を各市町村からのデータ送信に利用することとしています。送信されたデータは、東日本ブロックの市町村分については関西のデータ管理センターで、西日本ブロックの市町村分については北海道のデータ管理センターでそれぞれ管理されます。